

平成26年6月28日

保護者 様

春日井市立大手小学校長
渡 辺 徹

「特別警報」発令時の対応について（お知らせ）

向夏の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対して、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、気象庁は、平成25年8月30日より、「特別警報」の運用を開始しました。これは、大雨・洪水・津波・高潮などにより、従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や洪水等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、従来の警報とは別に発令されるものです。

つきましては、この「特別警報」が発令された場合の対応について、次のようにいたします。よろしくお願い申し上げます。

1 児童が登校する以前に、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」が発表されている場合

- (1) 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている場合は、休校となります。
- (2) その日のうちに、特別警報が解除されても、登校させないでください。
- (3) 解除後の授業の再開日時については、緊急メール・学校ホームページでお知らせします。なお、緊急メールへの登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に、是非ご登録をお願いします。
- (4) 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

2 児童の登校後に、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」が発表された場合

- (1) 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」が発令された場合も休校です。
この場合、児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。
(状況によっては、「お迎え」をお願いする場合があります。その場合は、緊急メール・学校ホームページでお知らせします。)
- (2) 発令後、即時に授業等を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。
- (3) その後、「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。
- (4) 「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合は、学校から緊急メール・学校ホームページで、ご連絡させていただく時間に「お迎え」をお願いします。

※ なお、通常の暴風警報発令時の対応は、従来どおりです。

この件に関するお問い合わせ先 春日井市立大手小学校 教頭 TEL 81-1410